

熊本家庭裁判所委員会（第26回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成27年10月23日（金）午後1時30分～午後3時45分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 阿部広美、岡部 勉、甲斐國英、木之内均、杉水沙奈映、
武野康代、播磨俊和、平岡義裕、横田周三（五十音順）

（事務局等） 裁判官、事務局長、首席家庭裁判所調査官、首席書記官、
事務局次長、次席家庭裁判所調査官、総務課長、訟廷管理官、
主任書記官

4 意見交換テーマ

後見開始の審判手続きについて

第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長、○：委員、◇：事務局等】

1 開 会

2 新任委員のあいさつ

3 委員長の選出（家庭裁判所委員会規則第6条関係）

（1） 委員長に播磨委員（熊本家庭裁判所長）を選出した。

（2） 委員長は、委員長の代理として、武野委員（裁判官委員）を指名した。

4 議事

（1） 後見制度の概要説明

（2） 後見事件に関する統計資料に基づく説明

（3） DVD視聴 「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」

（4） 後見教室講座（裁判所の担当者によるパワーポイントを使用した親族後見人に対する後見関係の説明講座）

◎ 概要説明、統計資料に基づく説明について、質問等はないか。

- 後見制度支援信託の利用が増加傾向にあり、その制度の利用は、本人（被後見人）の預貯金等が一定額以上ある場合との説明であった。
　　その設定された額以上でなければ、後見制度支援信託の利用はできないのか。
- ◇ 本人の資産が一定額に満たない場合であっても、後見制度支援信託を利用したいということであれば、柔軟に対応していくことになる。
- 市町村長申立が増加している要因は何か。
- ◇ 本人に身寄りがなく申立権者である4親等以内の親族がいない、4親等以内の親族がいても疎遠等でその親族が申立手続をしない等で市町村長が申立を行っているケースが増えているようである。
- 熊本家庭裁判所において、平成26年に前年比1.8倍と大きく増加した要因は何か。
- ◇ 独居老人等の問題から、市町村長が後見制度に関わっていくという取り組みが以前から進んでおり、平成26年度からその成果が現れてきたのではないかと思われる。
- 任意後見制度の利用者が少ない理由について伺いたい。
　　公正証書等作成に費用がかかることから、任意後見制度の利用者が少ないのか。
- ◇ 直接、裁判所が関わる契約ではないため、理由は不明であるが、御指摘のとおり公正証書作成等に費用がかかることも一因ではないかと思われる。
- D V D 視聴、後見教室講座説明を終えての後見制度に対する全般的な質問、意見、感想等はないか。
- 市民後見人の選任についてどのように考えているのか伺いたい。
- ◇ 後見人は、事案に応じて選任される。
　　第三者後見人としての専門職は、弁護士、司法書士、社会福祉士の他、法人として社会福祉協議会がある。
　　法律問題等の関係が強ければ弁護士を、社会福祉関係を強くするのであれば社会福祉士を、権利擁護事業の問題があれば社会福祉協議会という形で後

見人を専門職の中から選任するということになる。

市民後見人の養成のため、市町村や関係団体からの要請に応じて、講義や研修等に家庭裁判所から講師を派遣する等の協力をを行っている。

- ◇ 将来に向かって成年後見の事件数も多くなることが予想され、市民後見人の活用が課題になっていることは意識している。しかし、後見人の事務は責任が重く、その活用に当たっては、リーガルサポートや弁護士会等の組織の監督が必要であると考える。

それらの点から、純粋な市民後見人については、色々と解決しなければならない問題も多いと思っている。

そこで、例えば、市町村長申立の事件において社会福祉協議会を法人後見人として選任し、その指導の下で市民後見人的な方の活躍する場を設けることにより、その活躍の場が徐々に広がっていくことになるのではないかと考えている。

- 後見人が裁判所へ提出する「後見事務報告書」の中の「本人の生活状況について」欄についてであるが、同欄に記載する本人の生活の面、健康状態及び要介護状態の有無等については、本人の財産からの支出とも連携してくるので、後見人としては重要な事項であると考える。

裁判所において、記載内容を充分確認することはもとより、本人の現在の状況をより詳しく記載し、把握できるよう同欄の拡充をしていただきたい。

- ◇ 本人の状態によって後見事務の考え方、取り組み方及びその費用も変わってくるため、現在、本人がどういう状態にあるかということは把握しなければならない事項であると考える。

御指摘いただいた点を踏まえ、記載内容等について検討したい。

- 後見人の報酬について伺いたい。

- ◇ 報酬については、後見人等からの報酬付与の申立により裁判所が判断することになる。

管理する財産の額や後見人の職務の内容といったものを踏まえ、最終的に裁判官が判断するということになる。したがって、その報酬額は一律ではな

い。

財産が僅少な場合には、当然、報酬も少なくなり、財産報酬が見込まれない事案では、報酬が確保できない旨を伝えた上で、専門職に後見人をお願いする場合もある。

第三者後見人等と同様に、親族後見人も報酬付与の申立を行い、裁判所の決定により報酬を受けることができる。

なお、市町村長の申立事件で、本人が生活保護を受けているような場合には、報酬が支払えないということもある。そういうケースについては、市町村の報酬の助成という制度がある。これも後見人からの申立により、その助成の範囲内で裁判所が報酬額を決定し、それに基づき、市町村が助成（支出）することとなる。

- 家庭裁判所に対する後見人としての報告、相談について、一般的にどの程度のレベルの話であれば家庭裁判所に報告、相談して後見事務を進めるべきか伺いたい。
 - ◇ 被後見人の資産状況にもよるため一般的にどの程度とは、説明できない。
後見人が悩む場合は、裁判所に連絡いただきたい。
- 本人の資産からの寄付、協力金の支出等、問題が生じるおそれのある場合はどうすればよいか。
 - ◇ 本人と地域との関係ということで、ある程度、常識の範囲内で寄付等は認められると考えるが、それも本人の資産額によることになると考える。
後見人が迷う場合は、裁判所に相談していただきてもよい。
- 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督選任事件の終局事件のうち、熊本家庭裁判所における鑑定割合について伺いたい。
 - また、鑑定費用の算出方法について伺いたい。
- ◇ 熊本家庭裁判所における鑑定の割合は、全国に比べると若干高く、2割程度であると認識している。
 - 鑑定費用について、新しい後見制度の中で、鑑定を利用しやすくするために、最高裁判所において「鑑定の手引」を作成し、それを鑑定人に配布し、

裁判所として期待している鑑定書を示すことにより、鑑定書作成に対する労力等が減少したということで、鑑定料を低くおさえる取り組みを行っている。

本人を継続して診察している鑑定人については、蓄積された資料があることから、鑑定料が安くなるケースが多い。

初めての場合、鑑定人の診察だけでなく、検査等を行い、費用が高くなることもある。

事案に応じて鑑定料は定まる事になるが、全国平均として、5万円以下の鑑定料が現状では一番多いようである。

- 全体的な感想として、後見制度が一般に浸透し、適正に後見事務が遂行されると色々なトラブルが少なくなり、非常によいことであると思う。
- 何年か前までは、各市町村の担当から、虐待の案件や身寄りがない方についての相談が今より多く、その時は、後見に踏み切っていいのか判断がつかない、市町村長申立をしていいのか判断がつかない、申立書の書き方が分からぬとかの相談が多かった。しかし現在では、後見制度が普及し、担当が後見制度について慣れてきた結果もあって、市町村長申立の増加に繋がっていると思う。

後見教室講座で話のあった財産管理の簡略化のための「本人の通帳（口座）の一本化」について、小口の動いていない口座については一本化することは可能と思うが、例えば、被後見人が判断のつく時に「〇〇銀行××支店の口座の預金を長男に相続させる。」という遺言書を作成している場合、リーガルサポートとしては、預金を動かすことを会員に指導していない。また、後見制度支援信託の場合も同様に遺言等がある場合に預金を動かすことによりリスクが生じると思う。

これらの点を踏まえて、口座を一本化することについての裁判所の考えを聞きたい。

- ◇ 預金口座が遺言の対象となっている場合に、口座を一本化のために動かすことにより生じるリスクについては御指摘のとおりである。

後見教室講座では遺言がないということを前提に説明しているが、今後、

遺言書の存在等による通帳（口座）の一本化のリスクについても説明し、注意喚起することとした。

- 後見人が本人の資産からの支出等を記載、記録する出納簿の記載例の中に、後見人が本人を訪問する場合の交通費として、1kmあたりのガソリン代の単価が示されている。交通費はバス、電車等の交通機関によるものであると認識しており、タクシーデやガソリン代については個別に裁判所に相談すべきことと思っていた。これは、後見人として本人を訪問する場合に自家用車を使用することが可能であり、そのガソリン代については1kmあたりの単価が決められており、それにより計算するということなのか。

- ◇ ガソリン代についての問い合わせが多いことから、例として記載している。

実際は、実費額が基本となるが、領収証等の発行がなく、実費額が証明できない場合もあることから、1つの考え方として1kmあたりのガソリン代の単価を示している。したがって、この単価を基準とした計算によりガソリン代の算出を一律に行うということではない。

誤解を生じるようであれば、出納簿の記載例の内容を検討することとしたい。

- 後見人として本人を訪問する場合、公共交通機関の利用が可能な場合であっても、自家用車を使用しても問題ないということでおろしいか。

- ◇ 所用時間、訪問の時間帯等の関係で自家用車使用の必要性が生じる場合には、後見人の裁量の範囲で判断していただくこととなろうかと思う。

- 成年後見制度が始まった当時、この制度の必要性について報道関係においても盛んに取り扱ってきたが、15年が経過し、成年後見制度に対する理解も広まり、違和感なく制度を利用できるようになってきたと感じる。

しかし、子供と離れて地方で暮らす老夫婦や独居老人及びその子供達の中には、後見制度についてよく分からず、戸惑っている方も少なからずいると思う。そういう方々へのPRは報道機関としても行っていく必要があると思う。制度の利用がより進むよう、裁判所からも情報の発信をお願いしたい。

- 今の件について、裁判所において対応等で考えていること、実際に行って

いることはないか。

- ◇ 最高裁判所において年間を通しての広報テーマを掲げており、来年度1月期の広報テーマが「後見制度」となっている。

最高裁判所のホームページにこの広報テーマが掲載されるのは来年1月になるが、市町村に対して、現時点では総務課の方から案内をし、市町村の広報からも多くの方にお知らせいただけるよう取り組みを行っている。

- ◎ 貴重な御意見等について、今後の参考とさせていただきたい。

5 次回のテーマ

「家庭裁判所調査官の役割等について」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

6 次回期日

平成28年5月27日（金）午後1時30分

7 閉会